

山城ラグビースクール規約

第1章 総則

第1条 本校は、山城ラグビースクールと称する。

第2条 本校は、京都府城陽市寺田北東西84，田畑勝久宅に事務局をおく。

第2章 目的

第3条 ラグビーフットボールの練習及び試合を通じて、地域における仲間形成を図り、心身ともに健康で強固な意志と体力を兼ね備えた少年少女を育成することにより、社会教育の一環としての役割を果たすこと。併せてラグビースクールの充実を図り、ラグビーフットボール競技の普及、発展に寄与することを目的とする。

第3章 組織

第4条 本校は、木津川市在住及びその近郊に在住する小学生児童、幼稚園・保育所年長児及び年中児を対象とする。

第4章 役員

第5条 本校には、次の役員を置く。

- (1) 校長
- (2) 指導者（日本ラグビーフットボール協会登録者）
- (3) 会計
- (4) その他、必要に応じて顧問をおくことができる。

第6条 本校は別表1・2に定めた組織図によって運営を行う。

各役職の任期は1年とし総会における選挙によって選出する。但し、再任を妨げない。

第5章 運営及び事業

第7条 本校は、京都府ラグビーフットボール協会の公認を受け運営を行い、第3条の目的達成のために次の事業を行う。

- (1) 原則として、土曜日に活動を行う。
- (2) 京都ラグビー祭、ラグビースクールカーニバルに参加する。
- (3) 必要に応じて、他団体と試合、交流を行う。
- (4) その他、目的達成に必要な事業を行う。

第6章 会計

第8条 本校の経費は、会費、補助金及び寄付金でこれに充てる。

第9条 会費は次表のとおりとし、必要に応じて臨時会費を徴収することができる。

時期	金額
4月入校	¥12,000
5月入校	¥11,000
6月入校	¥10,000

時期	金額
7月入校	¥9,000
8月入校	¥8,000
9月入校	¥7,000

時期	金額
10月入校	¥6,000
11月入校	¥5,000
12月入校	¥4,000

時期	金額
1月入校	¥3,000
2月入校	¥3,000
3月入校	¥3,000

第7章 事故及び負傷

第10条 練習、試合、道中（会場までの往復）における事故、負傷については、応急処置のみを行うが、以後の処置については、本校は一切の責任を持たないものとする。

第11条 全員、スポーツ安全協議会傷害保険（賠償付）に加入する。加入手続きは、本校が行う。スクール生の保険掛金は経費から支出し指導者の保険掛金は、指導者自身が実費を負担する。ここでいう指導者とは、日本ラグビーフットボール協会登録未済を問わない。

第8章 入校及び退校

第12条 本校への入校は、所定の入校申込願書に必要事項を記入して申し込むものとする。

第13条 スクール生は、退校する場合、必ず事前に校長に届けなければならない。

第14条 退校者には、いかなる理由を問わず会費の返納はしない。

第9章 総会

第15条 本校の総会は、役員をもって構成し、年に1回開催するものとする。但し必要があるときは、臨時に開催できるものとする。

2 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 規約、事業等の変更
- (2) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (3) 事業報告及び収支決算
- (4) 役員を選任または解任
- (5) その他、運営に関する重要事項

3 総会は役員の過半数の出席がなければ、開会することができない。

4 総会の議事は、出席した役員を過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決するところによる。

第10章 運営委員会

第16条 運営委員会は、第6条及び別表1に定める運営委員をもって構成する。

2 運営委員会は、総会の議決を要しない業務の執行に関し、議決する。

第11章 附則

- 第17条 本校の運営年度は、4月1日より翌年3月31日までとする。
- 第18条 本校の規約の改廃は、第9章の総会で決める。
- 第19条 本校の規約は、平成2年4月1日より施行する。
(京都府ラグビーフットボール協会加盟)
- 第20条 本校の規約は、平成6年4月1日より施行する。
(規約第4条改正、幼児部の設立)
- 第21条 本校の規約は、平成9年1月1日より施行する。
(規約第4条改正、山城町を相楽郡に改正)
- 第22条 本校の規約は、平成19年4月1日より施行する。
(規約第4条改正、相楽郡を木津川市に改正、木津川スポーツ少年団に登録。)
(規約第9条改正、年会費を7,400円に改正)
- 第23条 本校の規約は、平成22年4月1日より施行する。
(規約第4条改正、京都スクール選抜に参加する中学生を新設)
(規約第9条改正、中学生年会費を10,000円とする)
- 第24条 本校の規約は、平成27年4月1日より施行する。
(規約第9条改正、年会費を10,000円とする)
- 第25条 本校の規約は、令和2年2月22日より施行する。
(規約第4条及び9条改正、中学生に関する事項を削除)
(規約第6条改正、運営体制の変更)
(規約第15条追加、総会に関する事項の追加)
(規約第16条追加、運営委員会に関する事項の追加)
(規約第18条改正、規約改廃の決定機関の変更)
- 第26条 本校の規約は、令和3年2月20日より施行する。
(規約第4条改正、支部に関する事項を追加)
(規約第5条改正、指導者の協会登録に関する事項を追加)
(規約第9条改正、年会費を12,000円とする)
(規約第11条改正、指導者の掛金に関する事項を追加)
- 第27条 本校の規約は、令和5年3月4日より施行する。
(規約第4条改正、支部に関する事項を削除)